

白庭台地区防災計画(案)

令和 3 年 2 月

白庭台自主防災会
白庭台自治会



目 次

1. はじめに	1 ページ
2. 地区の概要	2 ページ
3. 対象地区・災害および対応方針	3 ページ
4. 自主防災組織と活動	3 ページ
5. 地震災害と対応	5 ページ
(1) 被災想定	5 ページ
(2) 地震対応	7 ページ
(3) 地震対応の重点事項	8 ページ
(4) 地震発生時の自助、共助	9 ページ
(5) 各ブロックの一時避難所（集合場所）	9 ページ
(6) マンションの地震対応	9 ページ
6. 土砂災害と対応	11 ページ
(1) 被災想定	11 ページ
(2) 土砂災害の対応	15 ページ
7. 地区防災計画の周知徹底策	17 ページ
8. 白庭台内の災害情報収集・発信	17 ページ
9. 避難所運営	19 ページ
10. 検討課題	21 ページ
11. 最後に	21 ページ
「資料」	
①白庭台救出者発見ルール	22 ページ
②白庭台自治会のブロック区分と各集会場	23 ページ
③防災資機材ストック一覧	24 ページ
④消火器配置図	25 ページ
⑤生駒市の災害警戒レベル（水害・土砂災害）	26 ページ
⑥災害情報の取得方法等	27 ページ
⑦マンション一覧	28 ページ

1. はじめに

白庭台が対応すべき自然災害は、主として最大震度6強ないし6弱が想定される「大地震」と台風や大雨に起因する「土砂災害」の2つです。

地震については、白庭台の戸建住宅およびマンションは、すべて耐震基準改正（昭和56年）以降の建築で、甚大な被害を受ける建物は少ないものと思われます。土砂災害については、奈良県が指定する白庭台のハザード区域は、現在3ヵ所です。

この他、白庭台の地盤の大半は、周辺の住宅地と同様、近年公表された大規模盛土造成地です。そのリスクは不明ですので、地盤被害には注意を払わなければなりません。

また、白庭台の初期の開発地区においては、災害時に支援が必要な高齢者の増加傾向がみられます。家屋倒壊以外の震災リスク（屋内での事故や火災）についても日頃からの十分な備えが必要です。

他方、大規模災害時の行政の初期対応には制約や限界があり、被災者の救助支援活動は、地区住民が中心になって行う「自助」、「共助」が重要です。避難所運営等についても地区住民が主体的に役割を担っていかなくてはなりません。

こうした状況のもと、地区の災害特性を明らかにすることで、白庭台の防災についての問題点を改善し、災害時に的確な対応を行うことを目的に、白庭台地区防災計画を策定しました。

今後、大地震等の災害が発生する可能性は大きいと考えられます。この地区防災計画を踏まえた日頃の防災教育や訓練等により、地区防災力の向上を図り、災害発生時の防災、減災に役立てていただければ幸いです。

地区防災計画とは

市町村等が作成する地域防災計画の一環をなすもので、市町村内の一定地区（自治会、小学校区、商店街等）の居住者・事業者が行う自主的な防災活動に関する計画です。自助、共助を推進するために平成26年に創設された制度で、市町村の防災会議の可否判断が必要です。

2. 地区の概要

白庭台は、生駒市北部の丘陵地を昭和63年頃から近鉄不動産が開発した住宅地で令和2年8月現在、人口5,663人、世帯数2,027という大規模な住宅地です。

住居の4分の3は、木造の戸建てですが、平成20年以降、白庭台駅周辺に7棟530戸からなる大規模マンション群が建設されました。典型的な住宅地で、事業所、工場はなく、学校、病院およびスーパーマーケット等があります。

マンションは、比較的若年層の居住者が多く、白庭台全体の高齢化率は、18%弱ですが、初期に開発された1丁目、2丁目は高齢化率が30%前半で、高齢化は確実に進展しています。

一方、地区内・隣接地には、3つの保育園、1つの幼稚園があり、校区のあすか野小学校は、児童数が奈良県で1,2を競うマンモス校で、年少者が多い地区でもあります。

(生駒市の資料から)

世帯数・年齢区分別人口（令和2年8月1日現在）

世帯数		人口			年齢構成			
		男性	女性	合計	年少者		高齢者	
					14歳以下	率③÷④	65歳以上	率⑤÷⑥
1丁目	293	358	366	724	89	12.3%	227	31.4%
2丁目	217	240	269	509	65	12.8%	171	33.6%
3丁目	305	393	422	815	81	9.9%	213	26.1%
4丁目	555	820	841	1,661	497	29.9%	133	8.0%
5丁目	491	708	766	1,474	398	27.0%	180	12.2%
6丁目	166	236	244	480	81	16.9%	80	16.7%
合計	2,027	2,755	2,908	5,663	1,211	21.4%	1,004	17.7%
生駒市全体	50,754	56,686	62,485	119,171	16,432	13.8%	33,637	28.2%



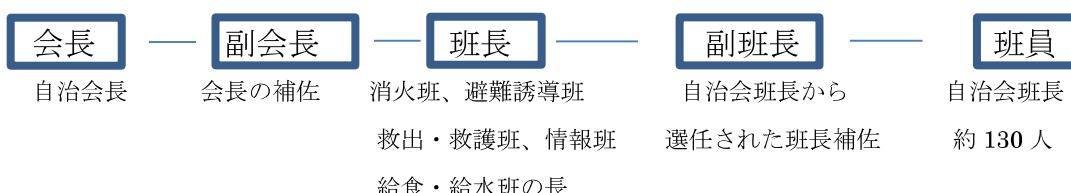
3. 対象地区・災害および対応方針

- (1) 対象地区は、白庭台全域（1丁目から6丁目）で、約2,000世帯、5,700人です。白庭台自主防災会および白庭台自治会16ブロック、130程度の班による組織を基に、自治会員の「自助」、「共助」を高め被害を最小限に留めます。
- (2) 対象災害は、地震および土砂災害です。地震は、周辺の断層による直下型地震と近年発生する確率の高い南海トラフ地震を想定し、土砂災害は、白庭台（含む隣接地）の3カ所のハザード（急傾斜地、土石流）を対象とします。
- (3) 対応方針は、つきのとおりです。
- ①白庭台は、約1,400戸の家屋と約530戸のマンションがあります。戸建てとマンションの防災を区分し、住居に応じた対応と予防を行い防災力向上を図ります。
- ②地震対応の重点事項は、家財転倒や建材落下による負傷者を最小限に留めるため、家具等の固定や家具のない安全な部屋を設ける等の予防を徹底し、災害時には、負傷者の迅速な発見、救出を目指します。
- ③白庭台人口は、約5,700人、面積は、約60ヘクタールと広大ですが、地区内被災状況を迅速に把握することで共助に役立てます。

4. 自主防災組織と活動

白庭台自主防災会は、白庭台自治会の組織を基に災害時に住民が協力して効果的に災害対応を行うための重要な組織です。白庭台自主防災会の組織や役割等について規定を熟読され必ず理解をしていただくようにしてください。

組織は、会長（自治会長が兼務）、副会長、防災委員のもと、消火班、避難誘導班、救出・救護班、情報班および給食・給水班の5班を編成し、災害発生に備えています。以下、組織編制および各班の役割（日常、災害時）を記載します。



※自治会の一般会員は、班員（＝自治会の班長）の指揮のもと各種防災活動を行います。

班長の職務内容

班	日常の活動	非常時の活動
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の啓発を行う。 ・出火器具、危険物の保管・管理などの呼びかけ ・消火用水の確保、該当設置消火器の点検を行う。 ・初期消火等の防災訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止および初期消火活動を行う。 ・消防機関に協力をする。
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所、避難場所への経路を確認しておく。 ・危険場所（がけ、ブロック塀など）を確認しておく。 ・避難誘導訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難場所の安全確認および危険個所の表示を行う。 ・公的防災機関と連絡をとる。 ・避難情報を伝達する。 ・避難誘導を行うとともに、避難場所などにおける秩序の維持に努める。
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内のお年寄り、乳幼児、病人などを確かめておく。 ・応急医療品および資機材を備える。 ・搬出・救護訓練を行う（応急手当法等を習得する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の把握を行う。 ・救急活動を行い、救急処置を行う。 ・負傷者を救護所などに搬送する。 ・お年寄り、乳幼児、病人等の安全確保を行う。
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害についての正しい知識の普及を図る。 ・映画会、懇談会等を開催する。 ・防災意識を高める。 ・巡回広報、情報収集・伝達訓練を行う。 ・防災マップ等を作成し、地域防災知識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関から発表される災害情報を地域住民に広報する。 ・地域の被災状況および必要な情報を把握する。 ・公的防災機関等との緊急連絡を行う。
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水等の備えを呼びかける。 ・防災資機材の確保と点検を行う。 ・炊き出し訓練、給水訓練等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて炊き出しを行う。 ・食料および応急物資の調達、配分を行う。

5. 地震災害と対応

(1) 被災想定

前述のとおり、生駒断層による白庭台の最大震度は6強で、その他の直下型地震や南海トラフ地震は、震度6弱が想定されています。

白庭台の戸建てとマンションは、昭和56年6月改正の耐震基準を満たしており、地盤被害がなければ、家屋の被害は限定的と思われます。

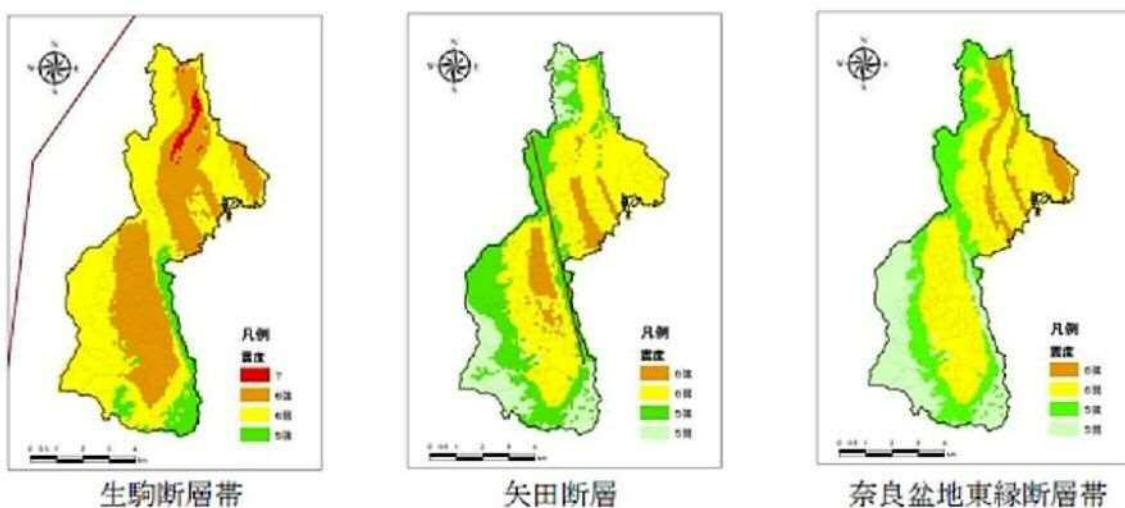
しかし、激しい揺れにより室内では、家具等の転倒による多くの負傷者が予想されます。特に、マンションの上層階は、揺れが下層階よりも大きく、家具の転倒等により多くの負傷者が発生する恐れがあります。
以下、大地震による「生駒市全体の被災状況・震度分布」です。

◎生駒市の被災状況（生駒市の資料より抜粋）

地震名	住宅全壊(棟)	住宅半壊(棟)	死者(人)	負傷者(人)	火災消失棟数
生駒断層帯	5,345	7,515	204	1,537	297
矢田断層	1,425	4,452	29	537	57
奈良盆地東縁断層帯	1,179	3,762	19	423	40
南海トラフ	1,246	4,555	21	528	20

◎生駒市の震度分布（生駒市の資料より）

活断層型地震はつぎの図のとおり



海溝型の南海トラフ地震は、震源域を陸側に設定した場合、生駒市全域で震度6弱の揺れになると想定されます。

◎つぎの図は、震度6強と6弱の揺れの状況です。大地震の予防や災害対応を行う上で重要な資料です。しっかりと確認をしてください。

(気象庁資料より)

6強

[震度6強]

- はわないと動くことができない、飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

上図からわかるように家具等は固定をしておかなければ、震度6強に耐えることはできませんし、大きな家具の転倒や急激な移動は、生死を左右します。命を守るには、手間暇を惜しまず、日頃の備えが非常に大切です。

つぎに、震度6弱はつぎのとおりです。

6弱

[震度6弱]

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

(2) 地震対応 ※震度5以上が対象

◎揺れを感じたら、自宅内の安全ゾーンに逃げ込みます。

安全ゾーンとは倒れてくるような家具・家電がなく吊戸棚などの落下物もないような場所です。普段から、安全ゾーンを作り把握しておきます。また、机の下に隠れるなど、まずは身を守ることを第一にします。

◎火器を使用している場合は、あわてず火の始末をします。（消火器の設置場所は、いざという場合に備え、台所等、火器の使用場所の近くに置き、消火器の使用方法を知っておくようにしましょう）

※自治会設置の消火器の場所について普段から確認しておき自宅に消火器がない場合に使用してください。（後述の消火器の配置図参照）

◎ドアや窓を開けて逃げ道を確保します。

◎靴を履き、ガラスの破片などから身を守ります。つぎに、非常時持出品を用意します。

◎隣近所の安否を確認する。特に、一人暮らしの高齢者や要介護者・要支援者に注意する。家屋内で家具等の下敷きになって動けない場合があるので インターフォンだけでなく、大声で安否を確認する。また、近隣で火が出ていた場合は、通報し、協力して消火にあたる。

◎テレビ、ラジオ、携帯電話等で正しい情報を確認する。

◎家屋倒壊等で避難が必要な世帯は、中央・北・南集会所の一時避難所に集合し、上中学校に避難する。



(3) 地震対応の重点事項

① 倒壊した家屋の負傷者の救出

- ・震度6強の地震が起った場合、白庭台の戸建ては昭和56年以降の耐震基準を満たしていますが、2018年の熊本地震で震度7が2回あった益城町では新耐震基準を満たした木造家屋でも7%程度が倒壊しました。

原因として施工不良やシロアリ被害等がありました。このデータを適用すると白庭台の戸建て住宅は、20戸前後で構成される班のうち1戸が倒壊することがあります。また、大規模盛土のリスクにも注意を払う必要があります。家屋の倒壊・半壊事態に際しては、班員の協力のもと負傷者の発見、救出が最優先事項です。

② 家具等の下敷きになって負傷した者の救出

- ・震度6強の地震に耐えた大半の家では、外観上家屋の被害は少ないが、家屋の中で家具等の下敷きになって救助を求める人がいるケースが多いと思われます。こういった家具等の下敷きになり救助を求めている人の発見は、非常に難しいですが、チャイムを鳴らす、大声で安否を尋ねる等の対応が必要です。（救出救護の具体策は、後述の資料参照）

③ 在宅避難の周到な準備

- ・家屋が全壊、半壊の場合は、自宅に留まるのは危険なので避難所に避難する必要があります。しかし、白庭台の大半の家屋は、損傷が少ないと想われますので、自宅に留まる避難も可能となります。その場合、水・食料の備蓄、トイレが使えないことへの対策、照明やカセットコンロ等の準備が必要です。（(6)の②マンションの在宅避難参照）

④ 地震被害減少の取り組み

- ・震度6強の場合は、固定していない家具のほとんどが倒れたり移動する他、ドアが開けることができなくなります。あるいは飛散したガラスで歩くことが困難になります。こういったことを想定し、家具転倒防止や食器棚のドアストッパー設置、ガラスの飛散防止等の対策を行うことは必須です。

その他、家の中の安全対策は、次のとおりです。

- ・部屋の中に、家具のない安全スペースを確保する。
- ・寝室や高齢者・子供がいる部屋には倒れそうな家具を置かない。
- ・家具等の転倒や落下を防止する対策を行う。
- ・食器棚の食器落下を防ぐためドアストッパーの設置
- ・窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る。（防犯兼用フィルムはベター）

(4) 地震発生時の自助、共助

- ・揺れが収まれば家族の安否確認、家屋の点検を行います。
- ・班長は、班の被災状況を確認し、情報伝達班は、各集会所備え付けの無線機で中央集会所（本部）の防犯防災部会長または自主防災会長に連絡します。
- ・救出救護班、消火班は、近隣者と協力して必要な救出・救護、消火を行います。（家屋内で家具等の下敷きになっている者がいないか、インターホンや大声で安否確認を行います。）
- ・災害時要援護者の避難支援員は、もう1人の避難支援員と連絡を取り、要支援者に電話連絡または自宅へ行き、可能な範囲での支援を行います。車いすは、中央・北・南の3つの集会所に設置しています。
- ・各ブロックの集会所に集合し、被災状況を確認し、要避難者は、避難誘導班が上中学校まで誘導します。

(5) 各ブロックの一時避難所（集合場所）

- ・中央集会所（本部）・・・7, 10, 11、12ブロック
- ・北集会所 ・・・1～6ブロック
- ・南集会所 ・・・8, 9, 14ブロック
- ・各マンション管理人室集合は、13、15、16ブロック

※白庭台自治会全体の被災状況は、自治会長、防犯防災部会長が、上中学校にあるMCA無線機で生駒市災害対策本部に連絡します。

（携帯電話が使える場合は、携帯電話を使用）

※中央集会所および南集会所は、耐震SE工法による建物で地震に強いと思われます。

※避難場所の安全確認は、各集会所があるブロックの避難誘導班員（長）が行ってください。

※地震が発生し一時避難する場合の車の使用は、駐車場所がありませんし、緊急車両通行の妨げになりますので控えるようにしてください。

(6) マンションの地震対応

①白庭台のマンション7棟（約530世帯）は、すべて昭和56年の耐震基準を満たしています。耐震性は、優れており、震度6強の地震の場合でも建物の大きな損傷はないといわれています。したがって避難は、在宅避難の可能性が高いので、十分な準備をしてください。

②マンションで在宅避難する場合は、電気、ガス、水、トイレが使えないことが予想されますので、食料、照明、保存水、カセットコンロ、携帯トイレ、便袋、防臭袋等の準備が必要です。

南海トラフ地震を想定すると約1週間分を用意する必要があります。

(例) 4人家族

- ・食べ物 水 2 リットル×30 本、食事 84 食
- ・日用品 カセットコンロ 10 本分
トイレ用品 ポータブルトイレ 1、トイレ用袋 120 枚
トイレットペーパー24 ロール

③地震発生時の対応は、家財の転倒、落下から身を守ることが重要で、自宅内の安全ゾーンに逃げ込みます。失火対策は、オール電化棟は、心配はありませんが、それ以外のマンション棟もガスコンロは、搖れを感じると火が止まるようになっています。念のため火の確認をしてください。

④地震後の対応は、各戸で家具等による負傷者の発見、救出です。建物や各住居は、外観は普段と変わりませんが、家具等の下敷きになって救出を必要とする人がいます。チャイムを鳴らしたり、大声で呼びかけたりして、救出を行ってください。

家具等の転倒率、負傷率は、搖れが大きい上層階が圧倒的に多いので、安否確認は、上層階（7階以上）、中層階（4階から6階）下層階（3階まで）の順に行ってください。

救出救護は、マンションの各棟によって異なりますので、マンションのブロック長、班長は、自棟の各住居の安否確認方法、手順について決めておいてください。

（参考）阪神淡路大震災の家具転倒率と負傷率 ※中央防災会議資料

	家具転倒率	負傷率	重傷者率
上層階	60%強	25%	4%
中層階	約40%	17%	1%
下層階	約20%	7%	0%

⑤負傷者は、日頃の対策を講じることでなくすことができます。

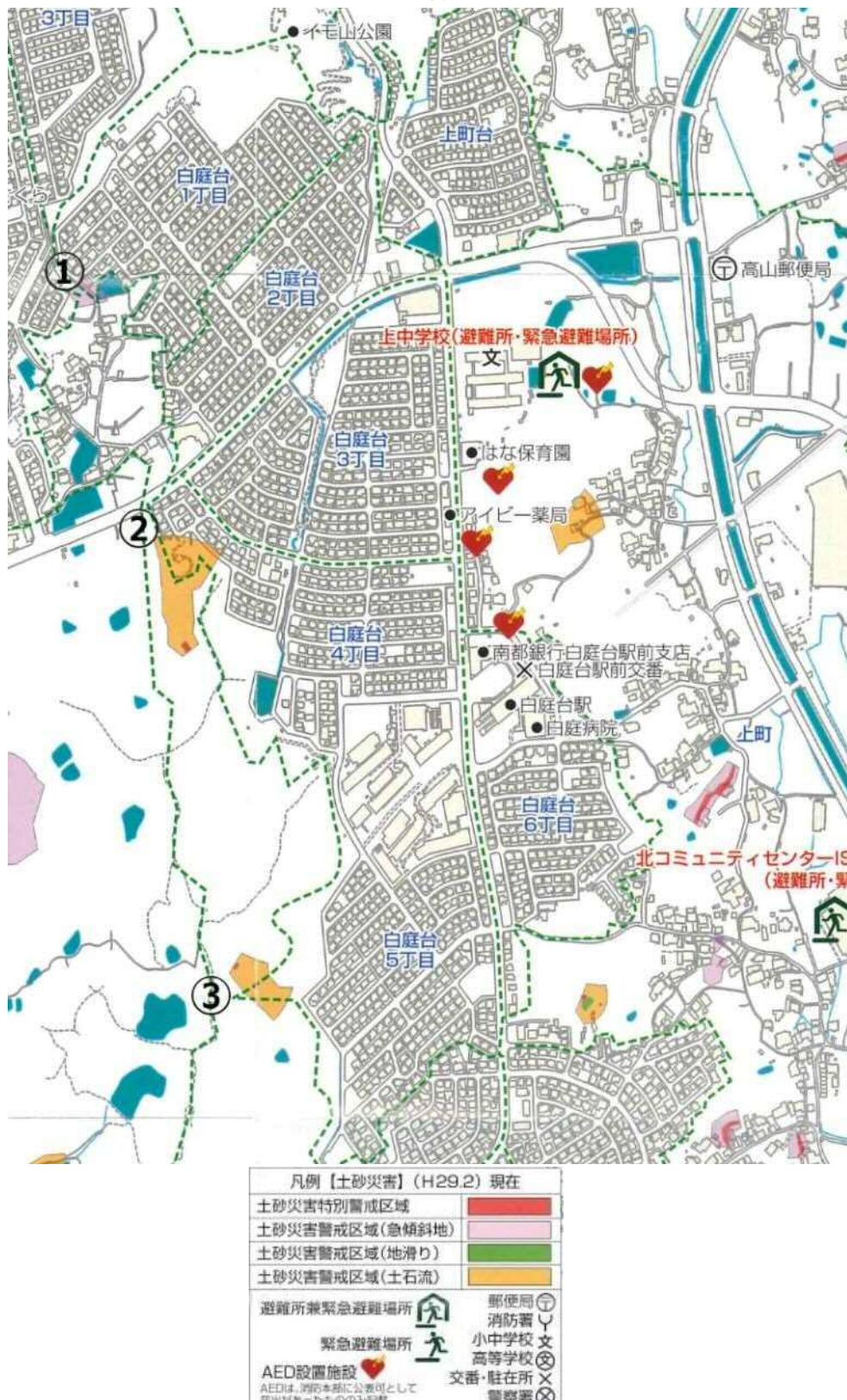
- ・2重、3重の家具転倒防止対策
- ・食器棚等の食器転落防止のため開き扉ストッパー設置
- ・家屋内のガラスに飛散防止フィルムの貼り付け ※管理組合の規定要確認



6. 土砂災害と対応

(1) 被災想定

台風による大雨や記録的ゲリラ豪雨による被害としては地面に浸み込んだ雨水による傾斜地のがけ崩れや土石流が想定されます。白庭台住宅地区内のハザード（ピンク、オレンジ色の警戒区域）は、①から③の3カ所です。



ハザード①急傾斜地 1丁目西側 (上町と西白庭台の境界) ピンクは急傾斜
青はため池



航空写真 ハザードは白丸付近

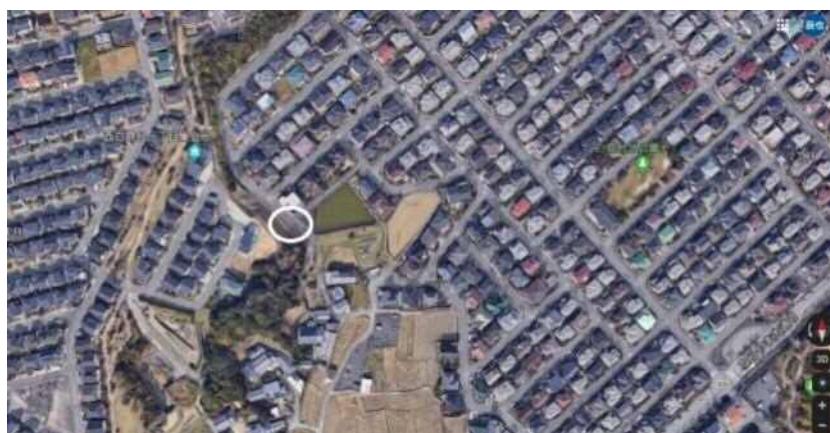


写真 突き当りがハザード、がけの上は西白庭台、左手民家は上町、右側民家は白庭台



ハザード②土石流 4丁目西端



航空写真 ハザードは白丸付近（土石流）

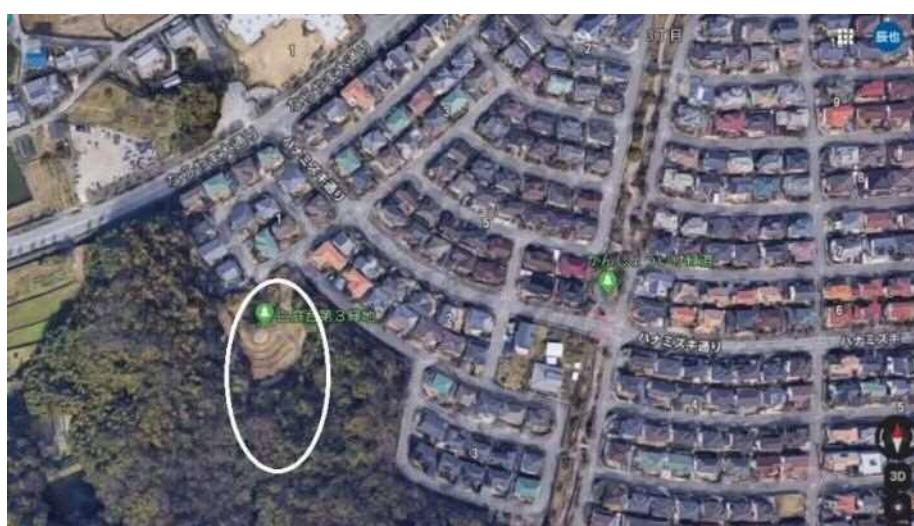


写真 白庭台第3緑地



北側からハザードを撮影



ハザード③土石流 5丁目西側 ※右側のハザードは上町



航空写真 ハザードは白丸付近（土石流） 白丸の上は饒速日命の墳墓

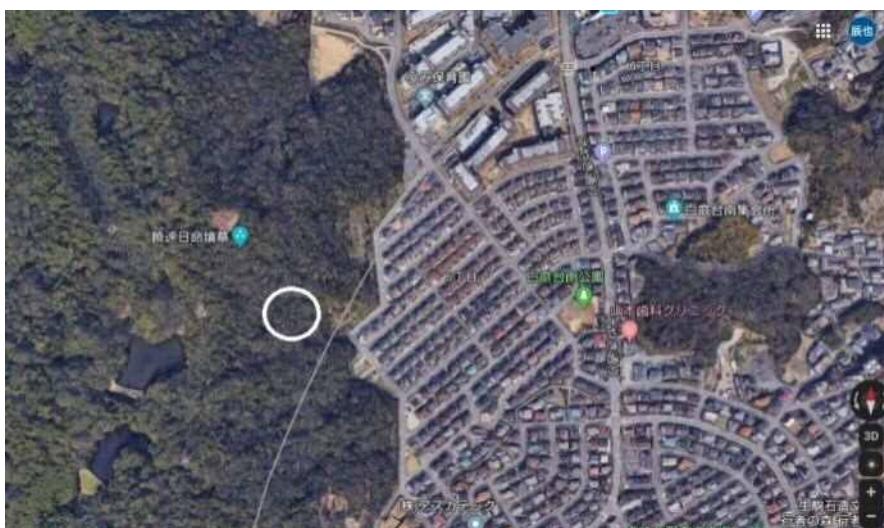


写真 正面の山。饒速日命の墳墓と住宅の中間がハザード



(2) 土砂災害の対応

①警戒区域

前述の3カ所が土砂災害警戒区域ですが、警戒区域外が安全ということではありませんので、警戒区域近辺の方も十分な注意を払ってください。

②具体的対応（生駒市の資料）

	土砂災害 特別警戒区域内 (レッドゾーン)	土砂災害 警戒区域内 (イエローゾーン)	その他の 区域
危険を感じた。 不安を感じた。	水平避難（立ちのき避難）		
土砂災害警戒情報			
特別警報	水平避難 (立ちのき避難)	垂直避難 (崖から遠い側の 2階の部屋へ)	
避難準備・ 高齢者等避難開始			
避難勧告			
避難指示（緊急）	水平避難（立ちのき避難）		
土砂災害の前ぶれ を発見した。		水平避難（立ちのき避難） その後、前ぶれの発見を市役所へ連絡	

白庭台3カ所のハザードは上図のイエローゾーンです。

避難の方法

①水平避難

指定避難所や知人宅、親戚宅など、その場から離れ、安全な場所に移動します。「立ちのき避難」とも言います

②垂直避難

土砂の流入などから逃れるために、崖から遠い側の2階の部屋など屋内の安全な場所へ移動します。

③とどまる避難

外へ逃げることが危険な場合、または、外へ逃げることができない場合、崖から遠い側の2階の部屋など、建物の中で一番安全な場所へ移動します。「待避」とも言います。

③生駒市の避難情報（詳細は、資料⑤で確認ください。）

警戒レベル3

該当地域の避難準備・高齢者等避難開始

（10秒サイレン3回）

避難に時間要する高齢者とその支援者は避難開始

警戒レベル4

該当地域の避難勧告、避難指示

（10秒サイレン4回）

速やかに立ち退き避難を行う

※これらは住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

④避難所の開設

警戒レベル3以上で指定避難所が開設されますが、避難場所は、白庭台自治会の3集会所の場所提供を新たに行います。（指定避難所利用も可です。）

- ・ハザード①の方 北集会所
- ・ハザード②の方 中央集会所、北集会所
- ・ハザード③の方 南集会所、中央集会所

⑤集会所の鍵の授受

鍵は、5、6、11、14ブロック長及び集会所担当に連絡ください。

⑥白庭台における風水害避難は危険個所周辺の住民に限られますが、それ以外の場所であっても危険と感じたら情報だけに頼ることなく自らの判断で避難してください。

◎土砂災害警戒区域と土砂災害の前ぶれ

(国土交通省の資料から)

土砂災害警戒区域

土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一緒に流下する自然現象



- ・土地の勾配2度以上

地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

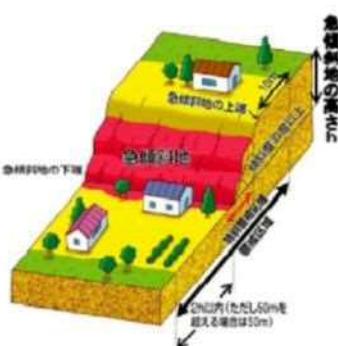


- ・地滑りの長さの2倍以内^{※1}

※1 ただし250mを越える場合は250m

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



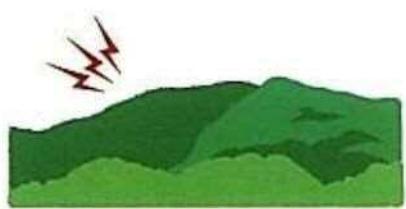
- ・急傾斜地の上端から10m^{※2}
- ・急傾斜地の下端から高さの2倍以内

※1 ただし50mを越える場合は50m

土砂災害の前ぶれ

(生駒市の資料から)

	かけ崩れ	土石流	地すべり
2~3時間前	<ul style="list-style-type: none"> ・湧き水が急に増えた ・かけの表面に水の流れができた 	<ul style="list-style-type: none"> ・渓流の流水が異常に濁ってきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸水や湧き水が漏ってきた ・湧き水が枯れた ・新しく湧き水が出てきた ・湧き水の量が増えた
1~2時間前	<ul style="list-style-type: none"> ・小石が斜面からバラバラと落ちてきた ・新たな湧き水ができる ・ふだん澄んでいる湧き水が濁ってきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・渓流付近の斜面が崩れた。落石などが発生している音がした ・木立の裂ける音や、岩の流れる音が聞こえた ・渓流の流水に流木が混ざってきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・池の沼の水かさが急に変わった ・亀裂や段差ができる ・落石や小さな崩落が起きた ・地表面が凸凹になった ・よう壁が押し出された、ひびが入った ・舗装道路やトンネルにひびが入った ・電線が緩んだ、引っ張られた ・建物が変形した ・橋などに異常が生じた ・根の切れる音がした ・樹木が傾いた、木々の擦れ合う音がした
直前	<ul style="list-style-type: none"> ・湧き水が急に減った、または枯れた ・水が噴き出してきた ・斜面に亀裂ができる ・斜面が膨れてきた ・小石がボロボロと落ちてきた ・斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえてきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くで山崩れや、土石流が発生した ・異常ににおい(土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のにおい等)がしてきた ・渓流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざってきた ・渓流の水位が雨の減少に関わらず低下しない ・異様な山鳴りや地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴り、山鳴りがした ・家鳴りがした ・地面の震動を感じた



7. 地区防災計画の周知徹底策

- (1) 地区防災計画を、全戸に配布し、全住民が知識を共有したいと思います。
計画書の配布以外にも白庭台自治会ホームページに地区防災計画の説明
動画（ダイジェスト版）を掲載しますので、いつでも視聴いただけます。
- (2) 白庭台の地区防災計画の中で重要なことをピックアップし、「白庭台
自主防災会だより（仮称）」として毎月回覧を行います。同時に、ホー
ムページにも同じ内容を掲載します。
※繰り返し継続して発信することにより、自治会員の理解を深める
一助にしたいと思います。
- (3) 秋の防災訓練時は、白庭台地区防災計画の重点事項である「救出・
救護訓練」と無線機やメール、ツイッター等の「情報伝達訓練」を加え、
万一の場合にしっかりと対応できるようにします。

8. 白庭台内の災害情報収集・発信

リアルタイムな災害情報収集と分析をもとに適切な災害対応を行うため
に白庭台3集会所およびマンションに防災無線を設置し、被災情報の収集
に活用します。

また「白庭台自治会ホームページ」にアカウントを設け、ツイッターで
住民へのリアルタイムな災害情報の提供やホームページに住民から災害
情報を得る仕組みを取り入れました。

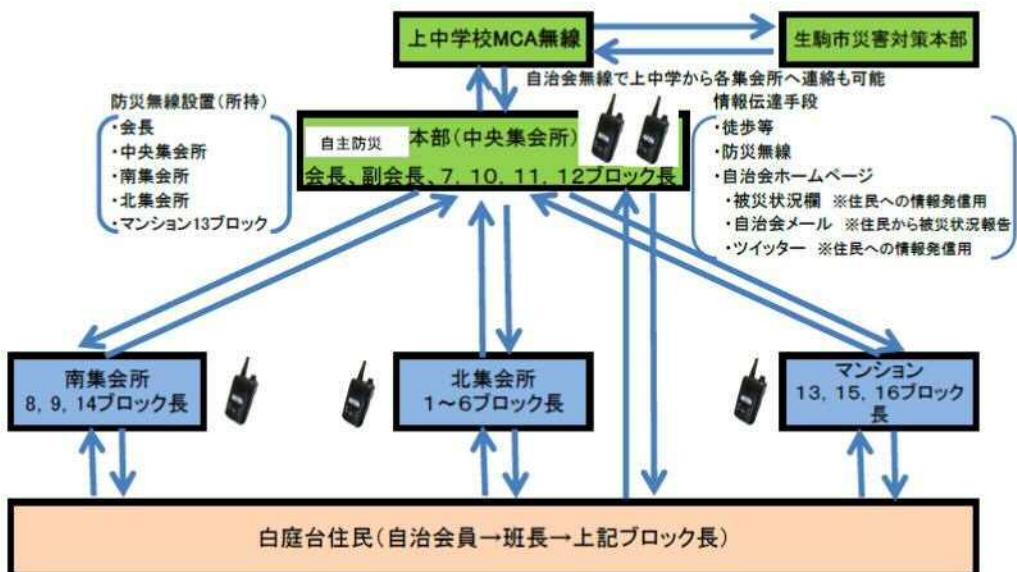
(災害情報)

- ・どこで救助を必要としているか
- ・どこで家屋の倒壊が発生したか
- ・電気・ガス・水道トラブルの状況等

「白庭台の被災情報の伝達概要はつぎの図を参照ください。」



大地震発生時の被災情報等の伝達について



- ◎ 白庭台自治会ホームページ <http://shiraniwadai.jp/> ※「白庭台自治会」の文字検索も可
- ◎ 自治会メールアドレス shiraniwadai.bousai@gmail.com ※住民からの被災報告(班単位)
- ◎ ツイッターアカウント @shiraniwadai ※本部からの情報発信用
- ※ 3集会所の「掲示板」 災害情報専用の掲示板に変更

◎ 被災状況の報告項目

※ ブロック単位でまとめて報告

・人的被害(負傷者等)	
・家屋の損傷状況	
・地割れ、段差	
・ライフライン(水道、ガス、電気等)	
・救援要請等	
・その他	

※被災直後は、「人の移動」、「防災無線」による情報伝達で、半日後は、インターネットや携帯電話SNSによる情報伝達が可能になると思われます。



9. 避難所運営

避難所は、安全を確保し、生活再建を始めるための拠点で、最低限の生活支援を行う場です。避難所では、避難者が役割分担し、自らによる生活再建を原則とします。

生駒市の災害対策本部は、定期的連絡や食料、物資の配給等、避難所の後方支援を行います。

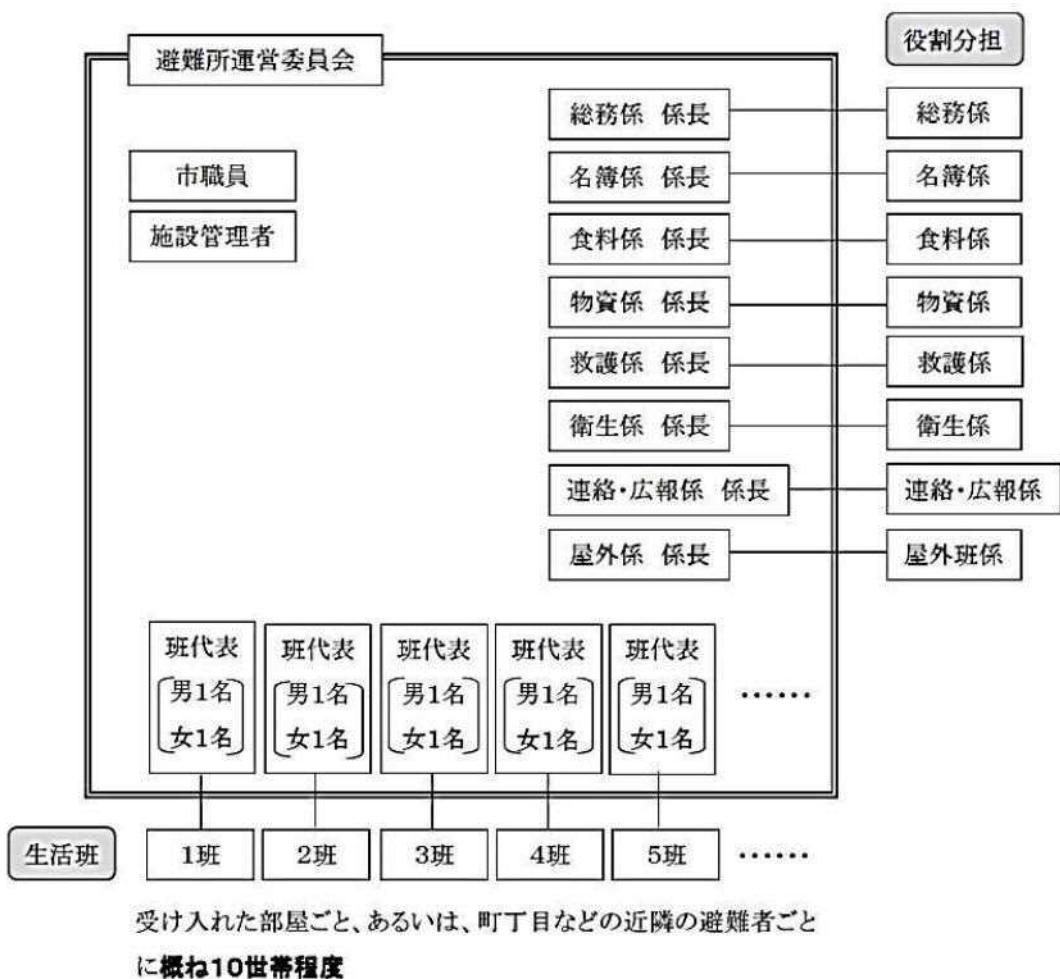
避難所の開設、運営は、市職員が責任者となり進めますが、施設管理者、避難所リーダー（自治会長や自主防災会長）が協力して行います。上中学校避難所は、白庭台以外に西白庭台、上町台、高山町（芝地区）の一部の方もいますので、調整が必要です。

（以下生駒市の資料抜粋）

（1）避難所開設の流れ

項目	緊急対応	チェック
1. 施設の安全確認 建物の安全確認が済むまで避難者を入れない。	<ul style="list-style-type: none">・施設利用者がいるときは、安全な場所へ誘導する。・建物の安全確認<ul style="list-style-type: none">・建物は傾いていないか。・火事は発生していないか、ガス漏れはないか。・天井・照明器具等の落下の危険性はないか。・電柱の倒壊、電線の落下はないか。・建物に大きなひび割れはないか。・窓ガラスなどの危険な落下物はないか。	<input type="checkbox"/>
2. 救護所スペースの確保	<ul style="list-style-type: none">・負傷者を搬送しやすい場所に救護所を確保する。	<input type="checkbox"/>
3. 避難所の解説、避難所開設	<ul style="list-style-type: none">・避難者を受け入れてはならない部屋を明確にし、避難者を誘導する。	<input type="checkbox"/>
4. 避難所ルールの周知	<ul style="list-style-type: none">・「避難所のルール」を掲示し、コピーを配付する	<input type="checkbox"/>
5. 避難者名簿の作成	<ul style="list-style-type: none">・世帯ごとに避難者名簿を作成する	<input type="checkbox"/>
6. ライフライン等の点検	<ul style="list-style-type: none">・放送設備が使用できるか・防災無線が使用できるか・電話・FAXが使えるか・電気・ガスが使えるか・上水道が使えるか・トイレが使えるか・周辺の道路状況把握(避難者からの情報収集)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7. 本部への報告 様式1-1 (p54)	<ul style="list-style-type: none">・防災無線、FAX、電話などの手段を用いて災害対策本部へ連絡を取る。	<input type="checkbox"/>
8. 避難所・救護所設置の広報	<ul style="list-style-type: none">・「避難所」「救護所」を屋外に表示し、周辺住民にも周知する	<input type="checkbox"/>
9. 班の編成	<ul style="list-style-type: none">・近隣の避難者ごとに概ね10世帯程度をまとめた班を作る・地域外の人は地域の人とは別の班を作る	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10. 食料などの管理・配給	<ul style="list-style-type: none">・応援職員の必要性	<input type="checkbox"/>

(2) 避難所運営委員会



- ① 総務係：避難所運営業務全般のとりまとめ、市災害対策本部との連絡調整など
- ② 名簿係：避難者名簿の作成及び管理、各種情報の管理及び提供
- ③ 食料係：食料の配給、不足食料の要請
- ④ 物資係：生活物資の配給、不足物資の要請
- ⑤ 救護係：負傷者の対応、災害時要援護者への支援
- ⑥ 衛生係：衛生環境の管理、子どもたちへの対応
- ⑦ 連絡・広報係：避難者の呼び出し業務、避難者向け情報の管理及び提供
- ⑧ 屋外係：屋外避難者の健康管理などの対応
- ⑨ その他：必要となる係

※ 救護係は、例えば次のような者を中心に編成することが考えられます。

- ・ 保健・医療関係者：小中学校の養護教諭や学校医、被災地居住の保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー 等
- ・ 地域福祉関係者：民生委員・児童委員、地域福祉推進委員 等

10. 検討課題

我々の住む地区には、上中学校、保育所、幼稚園、白庭病院および近商ストア等の施設があります。また、住居の中には強固な作りのマンションもあり、災害時の対応は、それぞれ異なってきます。白庭台における住民、学校、病院および事業者が連携を図ることで、地区として防災、減災効果を高めることができます。この具体策づくりは、これから白庭台自主防災会の大きな課題です。

11. 最後に

白庭台地区に沿った防災計画を述べましたが、これらは原則であって実際の災害時には、こういった原則を踏まえつつ、状況に応じた適切な対応をとる必要があります。

また、1人で判断しないで、組織でもつていろんな人の意見を参考に、みんなで行動し、助け合うことが大切です。

近年、災害発生の確率は、高まっており、一朝有事の場合に迅速かつ的確な対応ができるよう日頃から考え、話し合っておかねばなりません。



「資料①」「白庭台救出者発見ルール」 ※震度5以上で実施
建物被害がない中「家屋内で家具、電化製品の下敷きになった人」の発見は
ひじょうに困難です。そこで安否確認について「白庭台救出者発見ルール」
を設けましたので、周知徹底ください。

「要救出者の発見」・・・白庭台救出者発見ルール

- ① まず、無事なご家庭は、玄関（含むマンション）に「無事という張り紙」
か「タオルを吊り下げる」ことで無事を知らせてください。



安否確認者を絞り込む重要なルールですので周知徹底ください！

- ② 無事が確認できない家庭についての安否確認は、「玄関チャイムを鳴らす」あるいは「大声で安否を尋ねる」ことをしてください。
- ③ 被災者が救助を求める際は、「大声を出す」のが基本ですが、続けると体力を消耗するので近くにあるもので音を鳴らす（携帯のアラーム、笛、手の届く範囲内にある硬いもので建材や家具を叩く等）をしてください。
- ④ そして救出に当たる方は、家屋内から物音がする場合は、救助を求めている人がいると考え、大声で呼びかけてください。

「救出者発見後」

- ① 家屋は、玄関が施錠されていることが多いので、戸建ての場合は、ベランダ側等、家屋内に入れる場所を探し、マンションは、両隣の了解をもらい隣家のベランダ側から仕切りボードを破る。あるいは、上の階の住人の了解をもらい、ベランダの避難ハッチからアプローチを試みます。
- ② 建材や家具電化製品の下敷きになった方の救出は、1人では救出が難しいので複数人で対応し、救出リーダーを決めます。
- ③ 家庭や集会所の資機材倉庫からバール、ジャッキ、のこぎり、ロープ等を用意します。
- ④ まずは、家具等の下敷きになり動けない被救出者を励ますことが重要です。そして、建材等を取り除きますが、安全に配慮しなければなりません。
- ⑤ 救出後は、担架、簡易担架で傷病者を搬送し、応急手当を行います。救出された人の容態が急変することがありますので、クラッシュシンドロームの理解が必要です。

「資料②」

白庭台自治会のブロック区分と各集会所



中央集会所



北集会所



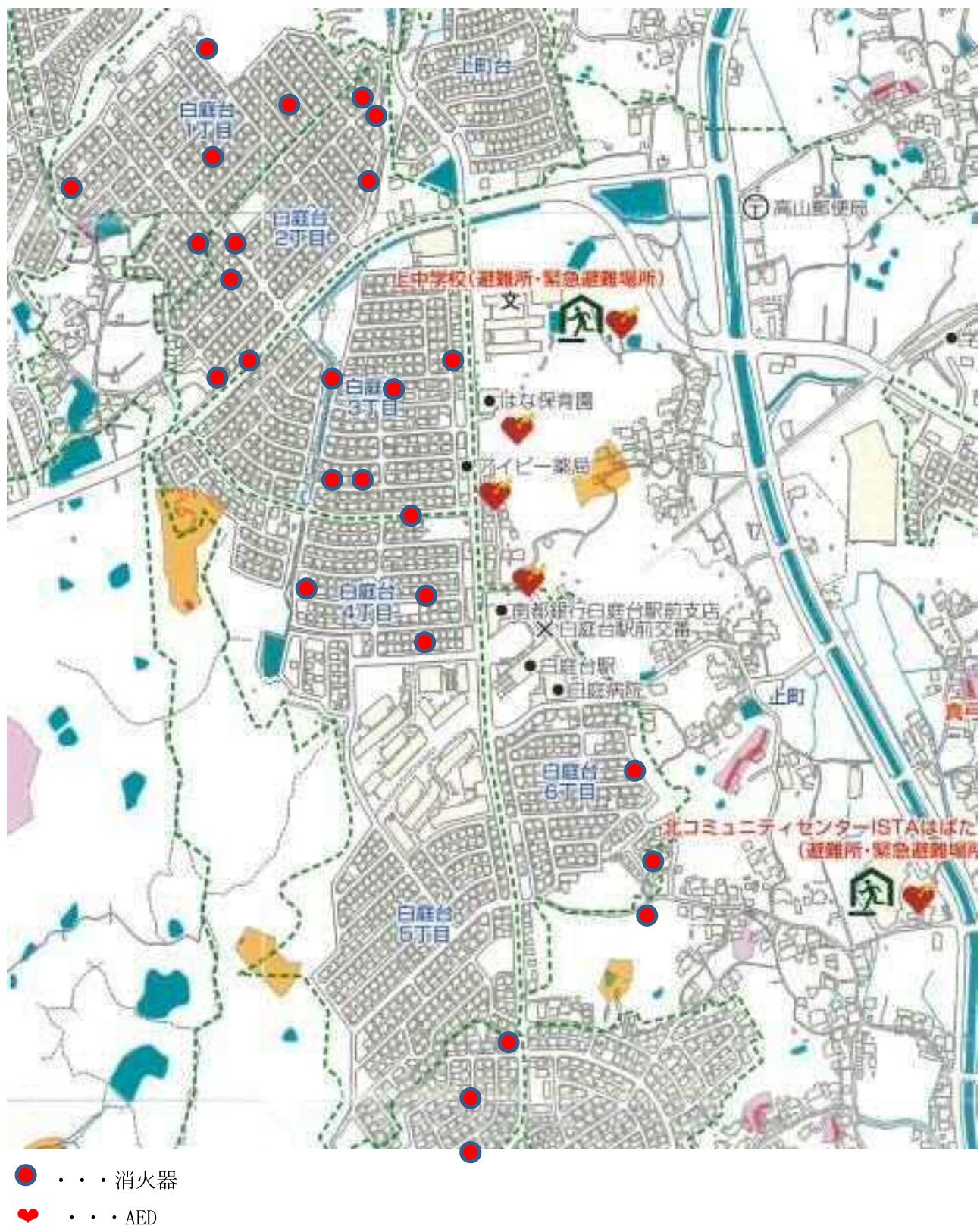
南集会所

「資料③」防災資機材ストック一覧

防災資材・機材	中央集会所	北集会所	南集会所
ヘルメット	23	18	19
折りたたみ式リヤカー	1	1	1
バール（900mm）	1	1	1
大ハンマー両口（3.5kg）	1	1	1
かけや金輪入（120mm）	1	1	1
折り込み式ノコギリ（240mm）	1	1	1
ロープ	1	1	1
ナイトスター・ライト LED	1	1	1
救急セット	1	1	1
サイレン付きハンドマイク	2	1	1
ワンタッチ腕章（自主防災会）	22	23	12
ボルトクリッパーBL60	1	1	1
丸型シャベル	2	1	1
油圧ジャッキ（10t）	1	1	1
ハロゲン投光器	1	1	1
発電機	1	1	1
燃料携行缶 5L	1	1	1
投光器用三脚	1	1	1
電源コードリール	1	1	1
緊急用呼子笛	10	10	16
幼児用ベッド	1	1	1
発電機用ガソリン	1	4	4
ガムテープ	2	2	2
マジック	2	2	2
バケツ	1	1	1
車いす（集会所内に保管）	3	5	5
ラジオ付き LED ライト	0	0	34



④消火器配置図



「資料⑤」

生駒市の災害警戒レベル（水害・土砂災害）

皆さんのが避難の判断をしやすいように、水害・土砂災害の防災情報の伝え方が、5段階の「警戒レベル」になりました。

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	防災気象情報
警戒レベル5 （該当地域の方は、全員避難）	災害発生情報 (生駒市が発令)	既に災害が発生しており、命を守るために最善の行動をとってください。	大雨特別警報等 (警戒レベル5相当情報として気象庁が発表)
警戒レベル4 （該当地域の方は、全員避難）	避難勧告（主に地域に発令） 避難指示（緊急）（主に世帯に発令） (生駒市が発令) ※避難指示は緊急的または重ねて避難を促す場合などに発令します。	「土砂災害警戒区域・浸水想定区域にお住まいの方」 速やかに立ち退き避難してください。 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅の高い階などより安全な場所に避難してください。	土砂災害警戒情報等 (警戒レベル4相当情報として気象庁が発表)
警戒レベル3 （該当地域の高齢者等は避難）	避難準備・高齢者等避難開始 (生駒市が発令)	「土砂災害警戒区域・浸水想定区域にお住まいの方」 避難に時間要する人（高齢者など）とその支援者は避難を開始してください。 その他の人には立退き避難の準備をしてください。	大雨警報（土砂災害・浸水等）等 (警戒レベル3相当情報として気象庁が発表)
警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報等 (気象庁が発表)	避難に備え自らの避難行動を確認してください。 ・ハザードマップ等を活用し災害リスク、避難場所や避難経路など自らの避難行動を確認してください。	
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高めてください。 ・防災気象情報等の最新情報に注意してください。	

梅雨前線や台風が近づいてくると大雨による土砂災害や河川の氾濫などの災害が起こりやすくなります。特に土砂災害警戒区域内やその付近、河川の浸水想定区域は避難することを考えておかなければなりません。危険だと感じたら情報に頼ることなく、自らの判断で近くの避難場所まで移動するなどの避難行動を取ってください。

○緊急避難場所 ⇒ 土砂災害や洪水などの災害で、その危険が回避されるまでの期間、緊急的に避難し身を守るところ。

市が発令する避難情報「警戒レベル3」「警戒レベル4」で開放します。

※緊急避難場所では食料品や日用品などの提供はいたしませんので、あらかじめ1日分程度の食料、飲料水、着替え、ラジオなどの情報入手できるものなど、最低限必要なものを準備のうえ避難してください。

○避難所 ⇒ 災害によって生活する場所を失った場合（被災）や災害発生で、自宅等に戻ることが危険だと思われる場合など、元の生活に戻れるまでの一定期間、生活の場として利用するところ。

「資料⑥」

災害情報の取得方法

生駒市役所からの災害情報の発信は、つぎに記載の多くの方法で行われますので確認しておきましょう。

正確な情報の取得方法を知る

災害が起きた前、自らの命を守るためにたいせつなのは、正確な情報を迅速に得ることです。災害時は、本市をはじめ国や県、報道機関などはさまざまな媒体を使って情報を発信しています。いざというときに必要な情報源を確認しておきましょう。

◇災害情報の取得方法一覧



こちらも検索&チェック！

教えてダイヤル

防災行政無線の内容を聞き逃してしまった場合に、放送内容を電話で確認できます（通話料は必要）。

☎ 050-5212-5255

レーダー・ナウキャスト

雨雲の動きが1時間単位で表示され、自分の地域にいつ雨雲が来るかが確認できます。

土砂災害警戒判定

メッシュ情報

1～5km単位で土砂災害に関するきめ細やかな情報が確認可能。災害時は常時更新されます。

その他の防災・気象情報

- ◎国土交通省
- ◎気象庁
- ◎奈良県の防災情報

www.wlit.go.jp/saigai
www.jma.go.jp/
www.pref.nara.jp/1825.htm

お問い合わせ

- ◎避難や情報伝達 生駒市役所防災安全課 0743-74-1111
- ◎土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定
奈良県郡山土木事務所計画調整課 0743-51-0202

「資料⑦」 マンション一覧

※赤字は自治会のブロック番号



ローレルスクエア白庭台（総戸数 533）

	総戸数	名称	集会室等	受水槽	防災倉庫、AED
ローレル スクエア 白庭台	203	1 番館 含むコミュニティ棟	集会室約 120 m ² ゲストルーム 1 室	50 t × 1 1・2 番館共用	AED
		2 番館			
		3 番館		48 t × 1	
ローレル スクエア 白庭台 II	221	1 番館		42 t × 1	
		2 番館		72 t × 1	
		3 番館		40.5 t × 1	
		コミュニティ棟	集会室約 80 m ² ゲストルーム 2 室		防災倉庫、AED
ローレル スクエア 白庭台 II 東館	109	東館 オール電化	集会室約 66 m ²	49.5 t × 1	防災倉庫、AED

※受水槽は、災害の場合に利用できますが、表に記載の容量は槽全体の大きさで、貯水量は約 80 %で制御しています。